

USTR が 2011 年外国貿易障壁報告書(NTE レポート)を公表
ー我が国知財関連分野に関する指摘は昨年同様、著作権関連のみー

2011 年 3 月 31 日
JETRO NY 中楨

米国通商代表部(USTR)は 3 月 30 日、2011 年外国貿易障壁報告書(National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers: NTEレポート)を議会に提出した¹。

同報告書は、1974 年米国通商法 181 条に従い、USTR が大統領及び議会に対して外国(63 の国・地域等)の貿易制限的な政策・慣行等(貿易障壁)に関する報告を行うものであり、例年 3 月末に公表される。同報告書には、米国のモノ、サービスの輸出、米国民による直接投資及び知的財産の保護に影響を与える「外国の貿易障壁」が取り上げられる。このうち、知的財産保護に関しては、同報告書の内容が、通商法スペシャル 301 条報告の基礎となる。USTR は、同報告書の提出から 30 日以内に、「スペシャル 301 条報告書」を作成し、知的財産保護の不十分な国に対し「優先国」を特定し、調査及び協議を開始、協議が不調の場合は対抗措置(制裁)への手続を進めることとなる。

同報告書における我が国の知的財産関連分野に関する指摘は、昨年の 2010 年報告書とほぼ同一内容。我が国のこれまでの取組みや米政府に対する説明²が奏功し、2010 年報告書では、「特許」に係る項目・内容が全て削除され、同報告書における我が国の知的財産に関する内容は、「知的財産」との見出しではあるものの、実質的に著作権関連を残すのみとなっていた³。

知財関連部分⁴の概要は以下のとおり。

①著作権保護期間の延長、②違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することを私的使用目的でも権利侵害とした法改正(2010 年施行)について、対象を全ての著作権・隣接権にも拡大すること、③デジタル環境下での海賊行為防止のための保護手段の採用による海賊行為減少への取組強化、④著作権侵害の非親告罪化、⑤我が国のプロバイダ責任制限法の向上による適切な権利保護、を求めている。また、⑥権利者が作品保護のために用いた技術的保護措置を無許可で迂回する行為、迂回装置の売買、及び迂回サービスの提供に対して、法令により適切な刑事及び民事救済を提供すべきであるとしている。

(了)

¹ USTR プレスリリース、及び 2011 NTE レポート 参照

² <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/ustr/> なお、例年、我が国政府は、同報告書における米政府の指摘に対し、当該指摘事項に対してコメントを発表してきたが、08 年の同報告書より、我が国政府はコメントを発表していない。

³ 100401【米国 IP 情報】USTR が 2010 年外国貿易障壁報告書(NTE レポート)を公表(PDF) 参照

⁴ 我が国知的財産に係る報告は、報告書下に記されたページ数で p203。